



インドにおける源泉所得税（TDS）、 源泉徴収販売税（TCS）および 源泉徴収税日印租税条約の取り扱い

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所
貿易投資相談課

2025年12月

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所がGrant Thornton Bharat LLPに作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。JETROおよび委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）
海外ビジネスサポートセンター／貿易投資相談課
E-mail：scb-support@jetro.go.jp

JETRO・ニューデリー事務所
E-mail：IND-info@jetro.go.jp

目次

I. 源泉所得税（TDS）の基本的な仕組み	04
II. 源泉徴収販売税（TCS）の基本的な仕組み	12
III. 各種（納税、申告および証明書発行）の期限	16
IV. 日印租税条約	18
V. 租税条約の落とし穴	23
VI. 罰則	25

I.源泉所得税（TDS）の基本的な仕組み

I | TDSの基本的な仕組み

TDSとは？

TDSとはTAX Deducted at Sourceの頭文字であり、一般に源泉所得税と訳される。インドの国税庁が導入した制度であり、給与、手数料、専門職報酬、利息、家賃などの特定の支払いを行う者は、支払いの受取人に対して全額を支払う前に、一定の割合の税金を差し引く義務を負うことを言う。

月額300,000ルピーの給与所得者に対して、会社は毎月の給与所得支払時に所得税の源泉徴収を行ったと仮定。給与所得者は年度末に、年間所得から各自の属性に応じた所得控除を差し引いて、所得および所得税を確定する。確定税額と厳選徴収税に差額がある場合は納付または還付を受けることとなる。



	月額給与	源泉徴収税	手取り額
4月給与	300,000ルピー	90,000ルピー	210,000ルピー
5月給与	300,000ルピー	90,000ルピー	210,000ルピー
～	～	～	～
3月給与	300,000ルピー	90,000ルピー	210,000ルピー
12ヶ月	3,600,000ルピー	1,080,000ルピー	2,520,000ルピー

	項目	所得計算	備考
A	年間所得	3,600,000ルピー	
B	所得控除	1,200,000ルピー	個人属性による
C=A-B	確定所得	2,400,000ルピー	
D=C×30%	確定税額	720,000ルピー	確定税額
E	源泉徴収税	1,080,000ルピー	
F=D-E	納付または還付	▲360,000ルピー	▲は還付

I | TDSの基本的な仕組み

TDSの目的は？

1. 源泉徴収義務者と税務当局の責任分担
2. 脱税の防止
3. 課税ベースの拡大
4. 迅速かつ効果的な税収の実現
5. 源泉徴収義務者（支払者）が税金を徴収し国税庁に納税するため、納税者にとって簡便な制度



	月額給与	源泉徴収税	手取り額
4月給与	300,000 ルピー	90,000 ルピー	210,000 ルピー
5月給与	300,000 ルピー	90,000 ルピー	210,000 ルピー
～	～	～	～
3月給与	300,000 ルピー	90,000 ルピー	210,000 ルピー
12カ月	3,600,000 ルピー	1,080,000 ルピー	2,520,000 ルピー

- 個人の所得税が毎月納税されるので、歳入が安定する。
- 個人納税者が申告する負担を回避できる。
- 会社が納税するので納税者の脱税の防止が図れる。

I | TDSの基本的な仕組み

TDSの控除および納付手順

1. 源泉徴収義務者は納税者番号 (TAN) を取得する必要がある。
2. 指定された支払額から源泉徴収税 (TDS) を控除する。
3. 源泉徴収を行った翌月7日までに納税する追加的な義務がある。
4. TDSの申告書を四半期ごとに提出する必要がある。
5. 受取人に対して源泉徴収証明書 (Form 26AS) を作成し交付する。

Data updated till 17-Jun-2020



TRACES
TDS Reconciliation Analysis and Correction Enabling System



Form 26AS

Annual Tax Statement under Section 203AA of the Income Tax Act, 1961

- See Section 203AA and second provision to Section 206C (5) of the Income Tax Act, 1961 and Rule 31AB of Income Tax Rules, 1962

Permanent Account Number (PAN)	ABCDE1234F	Current Status of PAN	Active	Financial Year	2019-20	Assessment Year	2020-21
Name of Assessee	<Taxpayer Name>						
Address of Assessee	137, DEF Layout, ABC Road, Bangalore, Karnataka, India. Pincode - 123456						

- Above data / Status of PAN is as per PAN details. For any changes in data as mentioned above, you may submit request for corrections Refer www.tin-nsdl.com / www.utiitsl.com for more details. In case of discrepancy in status of PAN please contact your Assessing Officer

- Communication details for TRACES can be updated in 'Profile' section. However, these changes will not be updated in PAN database as mentioned above

PART A - Details of Tax Deducted at Source

(All amount values are in INR)

Sr. No.	Name of Deductor	TAN of Deductor	Total Amount Paid/ Credited	Total Tax Deducted *	deposited			
1	ABC LIMITED	ABCD12345G	3402000.00	340200.00	340200.00			
Sr. No.	Section ¹	Transaction Date	Status of Booking*	Date of Booking	Remarks**	Amount Paid / Credited	Tax Deducted **	deposited
1	194(b)	11-Dec-2019	F	31-Jan-2020	-	414000.00	41400.00	41400.00
2	194(b)	09-Nov-2019	F	31-Jan-2020	-	414000.00	41400.00	41400.00
3	194(b)	09-Nov-2019	F	31-Jan-2020	-	414000.00	41400.00	41400.00
4	194(b)	06-Sep-2019	F	03-Nov-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00
5	194(b)	10-Aug-2019	F	03-Nov-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00
6	194(b)	06-Jul-2019	F	03-Nov-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00
7	194(b)	04-Jun-2019	F	24-Jul-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00
8	194(b)	06-May-2019	F	24-Jul-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00
9	194(b)	06-Apr-2019	F	24-Jul-2019	-	360000.00	36000.00	36000.00

源泉税の納税証明
となる

I | TDSの基本的な仕組み

源泉徴収義務違反に対する罰則？

源泉徴収義務者は、所得税法第201条に基づき、政府に支払うべき金額に対して利息を支払わなければならない。適用される利息は次のとおりである。

- a. 源泉徴収すべき税額に対し、源泉徴収すべき日からの実際の源泉徴収日までの期間（月単位またはその一部）につき、月あたり1%の利率で計算される。
- b. 未納税額に対し、税金が源泉徴収された日から実際に納付された日まで、1カ月またはその一部ごとに1.5%の利率で計算される。
- c. 第271C条に基づき、源泉徴収義務者は、未徴収または未納の税金と最大で同額の罰金を支払う必要がある場合もある。

納税義務違反者：

所定の期限内に国税庁の口座へ納付すべき源泉徴収税を納付しなかった者は、3カ月以上7年以下の懲役および罰金に処せられる。

I | TDSの基本的な仕組み

Section	支払いの性質	源泉徴収が免除される額 (基礎控除の金額)	個人/ HUF (家族単位)	個人/ HUF (家族単位) 以外のもの
192	給与	旧制度 250,000 INR/年 新制度 400,000 INR/年	※ 1	非該当 ※ 1
194	配当	10,000 INR/年	10%	10%
194A	有価証券以外の利息		10%	10%
	- 非銀行業務	10,000 INR/年	10%	10%
	- 銀行 (高齢者向け)	100,000 INR/年	10%	10%
	- 銀行 (その他)	50,000 INR/年	10%	10%
194C	請負業者への支払い			
	- 単一取引	30,000 INR/取引	1%	2%
	- 年度別合計	100,000 INR/年	1%	2%
	運送業者への支払い	※ 2	--	30,000 (単一取引) / 年度別合計
194D	保険	20,000 INR/年	5%	5%

※ 1 給与所得の場合、税金は適用税率（段階税率）に加え、適用される付加税率および課徴金率で控除される。ただし、控除額が以下の限度額を超える場合にのみ控除が必要（詳細は10P参照のこと）。

免税限度額：

- 旧制度：課税所得50万ルピーまでは、非課税（25万ルピーの基礎控除と1万2,500ルピーの税額控除により左記の金額まで所得税が発生しない）
- 新制度：課税所得120万ルピーまでは、非課税（40万ルピーの基礎控除と6万ルピーの税額控除により左記の金額まで所得税が発生しない）

※ 2 運送業者への支払いの場合、当該業者が年間を通じていかなる時点においても10台を超えるトラックを保有していない旨の申告書を取得する必要がある。これを満たさない場合、適用税率に基づき源泉徴収税（TDS）を控除しなければならない。

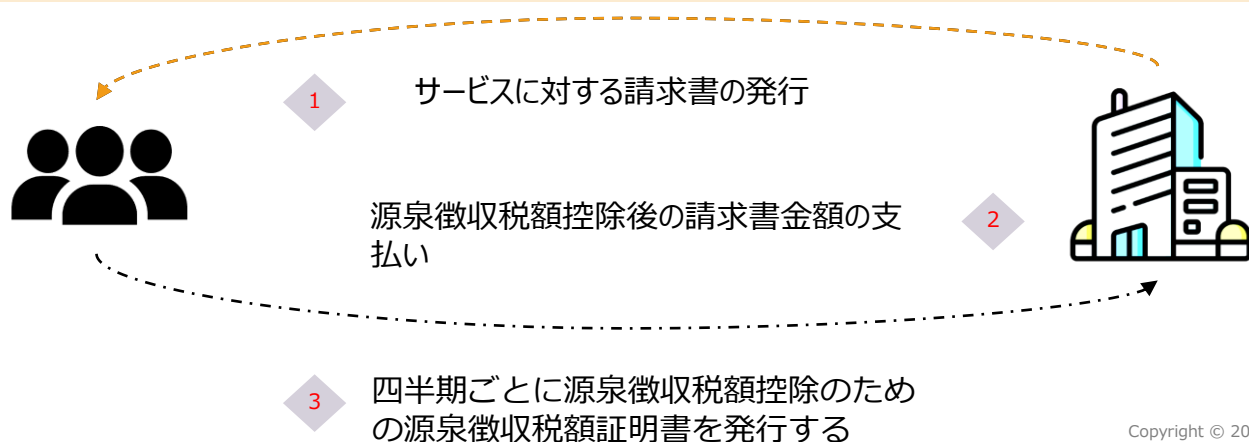
I | TDSの基本的な仕組み

どのような場合に源泉徴収者は源泉徴収税の非控除または低額控除が可能になるのか？

源泉徴収税の非控除は、個人所得が最低所得税区分を下回る場合にのみ可能である。該当する場合、源泉徴収義務者はForm 15G / 15H（Form 15Gは60歳未満の個人用、Form 15Hは高齢者用の申請書）を通じて所得を25万ルピー（旧制度）/40万ルピー（新制度）未満と申告し、控除義務者に提出する。他方、納税者は、所得が基本控除限度額を超えない場合に限り、Form 13を用いて査定官に申請し、源泉徴収税額の減額または免除証明書を取得する。同様に、非居住者への支払い（給与を除く）を行う居住者は、Form 15Eを提出することで支払額の課税対象部分を確定し、正確な源泉徴収税額の控除を確保できる。

源泉徴収税額の控除証明とは？

雇用主／源泉徴収義務者は、源泉徴収税額を確認する源泉徴収税証明書または様式16および16Aを交付する義務がある。さらに、関連する源泉徴収税申告書を提出後、納税者は自身の所得税電子申告ポータルにログインし、様式26ASまたはメニューの「税額控除の確認」オプションを確認することで、PAN番号に対してどの程度の税額が源泉徴収され、控除されているかを知ることができる。



I | TDSの基本的な仕組み

源泉徴収税額証明書／源泉徴収税額

所得税法の規定に基づき源泉徴収を行う者は、所定の期間内に、次の事項を証明する証明書を提出しなければならない。源泉徴収または徴収が行われた旨を証明する証明書を、該当する者（当該金額が貸方記入される者、支払いを受ける者、購入者、または当該金額が借方記入される者もしくは支払いを受ける者）に対し、所定の期間内に提出しなければならない。

証明書には、源泉徴収または徴収された税額、源泉徴収または徴収された税率を記載する。

Form 16

- 従業員に支払われた**給与**に関する源泉徴収税額の証明書は、Form16により提出する必要がある。
- 当該書式は、支払いが行われ税金が源泉徴収された事業年度の翌事業年度において、毎年6月15日までに従業員に提供されなければならない。

Form 16A

- 従業員への給与以外の支払いに係る源泉徴収税額の証明書は、様式16Aにより提出する必要がある。
- 当該書式は、源泉徴収税額申告書の提出期限から15日以内に、四半期ごとに支払先に提出することが義務付けられている。

Form 27D

- 源泉徴収税額の証明書は、徴収者が様式27Dにより提出する必要がある。
- 当該書式は、TCS申告書の提出期限から15日以内に徴収対象者に提出することが義務付けられている。

Ⅱ. 源泉徴収販売税（TCS）の基本的な仕組み

II | 源泉徴収販売税 (TCS) の基本的な仕組み

TCSとは、Tax Collected at Sourceの頭文字であり、日本語だとTDSと同様に源泉徴収税と訳される。TDSが支払者が源泉徴収税の徴収および納税義務者であるのに対して、TCSは売り手が、特定の物品の販売時に買い手から税金を徴収し、その税金を政府へ納付する制度を指す。

1. TCSとは、売り主が買い主から販売時に受け取った代金に対する徴収および納税義務のある税金である。
2. 適用される期限内に国税庁へ納付しなければならない。
3. 所得税法第206C条はTCSに関する規定を定めている。当該者は源泉徴収税を徴収するために納税者番号 (TAN) を保有することが求められる。
4. 販売者は税金を徴収し政府へ納付する責任のみを負う。自己負担で源泉徴収税を支払う責任はない。



II | TCSの基本的な仕組み

どのような者がTCSの徴収者となるのか？

1. 売り主は、商品・サービスの価値に加えて、買い主から税金を徴収する。
2. 買い主とは特定の商品を購入する者を指す。該当する場合、買い主は請求書金額とともにTCS額を支払う義務があり、TCSの徴収および納税義務者によって国税庁の口座に納税される。

TCSの徴収時期は？

売り主は、以下のいずれか早い時点でTCSを徴収しなければならない：

1. 売り主が信用販売の帳簿記入を行う時点。
2. 売り主が買い主からいずれかの方法（現金、小切手、手形）で代金を受け取る時点。

II | TCSの基本的な仕組み

Section	支払いの性質	閾値	個人/HUF 税率 (%)	その他 (Ind/HUF以外) (%)	NO PAN 率 (%)
206C (1)^	スクラップ	No Limit	1	1	5
206C (1F)	自動車販売	1,000,000	1	1	5
206C (1F)	高級品の販売	1,000,000	1	1	5
206C (1G)	教育のための海外送金 - 教育ローン以外	10,00,000	5	5	5
206C (1G)	教育のための海外送金 - 教育ローン以外	TCS 適用対象外			
206C (1G)	海外ツアーパッケージ / 上記以外の外国送金	No Limit	20	20	20
206(1H)*^	商品の販売	50,00,000	0.1	0.1	1

*売り主の前事業年度の総売上高、総収入または事業売上高が1億ルピーを超える場合、第206C条(1H)項の規定が適用される。

^買い主の前事業年度の総売上高、総収入または事業売上高が1億ルピーを超える場合、第194Q条の規定が適用される。

Ⅲ. 各種（納税、申告および証明書発行）の期限

Ⅲ | 各種（納税、申告および証明書発行）の期限

取引月	納税日	申告期日	TCS申告書の提出と 15G-Hフォームの 記入	証明書の発行
4月	5月7日	7月31日	7月15日以前	7月30日 (TCS) 8月15日 (TDS) (給与以外)
5月	6月7日			
6月	7月7日			
7月	8月7日	10月31日	10月15日以前	10月30日(TCS) 11月15日 (TDS) (給与以外)
8月	9月7日			
9月	10月7日			
10月	11月7日	1月31日	1月15日以前	1月30日 (TCS) 2月15日 (TDS) (給与以外)
11月	12月7日			
12月	1月7日			
1月	2月7日	5月31日	5月15日以前	5月30日 (TCS) 6月15日 (TDS) (給与以外)
2月	3月7日			
3月	4月7日 (TCS) 4月30日 (TDS)			

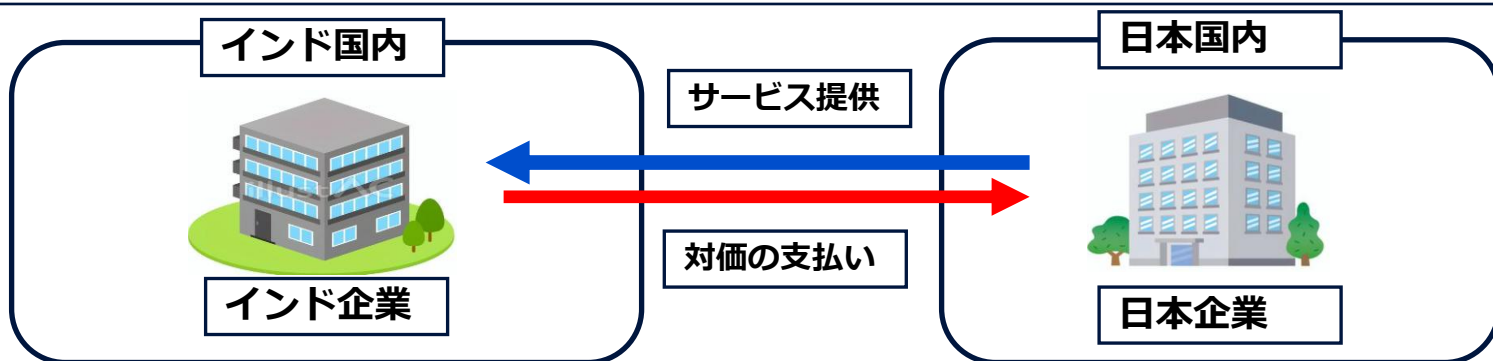
※ 1 : 雇用主は、第4四半期源泉徴収税額申告書 (FORM24Q) を翌会計年度5月31日までに提出し、同の6月15日までに従業員に様式16を発行する必要がある。

IV. 日印租税条約

IV | 日印租税条約 二重課税の回避に関する協定

日印租税条約とは、1961年所得税法第90条第2項（以下「本条」という）に基づき、中央政府が、第1項に基づき、課税の免除、または二重課税の回避を目的として、インド国外のいかなる国の政府またはインド国外の特定地域（場合により）との間で協定を締結した場合、当該協定が適用される納税者に関しては、本法の規定は、当該納税者にとってより有利な範囲で適用されるものとする。

日本企業が、インド国内でインド企業に対して、サービスの提供（1,000,000ドル）をしました。インド企業は代価の支払時に所得税源泉徴収（10%）を行って、残余分（900,000ドル）を日本企業に行った場合の日本企業の日本における法人税の申告はどのようになるか。なお、日本企業の所得は当該サービスのみであり、サービスの原価は600,000ドル、日本の所得税率は30%と仮定する。



日本企業のインド国内での税務申告

	項目	所得計算
α	確定所得	1,000,000ドル
$\beta = \alpha \times 10\%$	確定税額	100,000ドル
Γ	源泉徴収税	100,000ドル
$\Delta = \beta - \Gamma$	納付又は還付	-

日本企業の日本国内での税務申告

	項目	所得計算
A	役員収入	1,000,000ドル
B	役員原価	600,000ドル
$C = A - B$	確定所得	400,000ドル
$D = C \times 30\%$	確定税額	120,000ドル
E	源泉徴収税	100,000ドル
$F = D - E$	納付又は還付	20,000ドル

同一所得に対して、租税条約締結国に納付した所得税は日本で所得税申告する際に源泉徴収証明書（TDS Certificate）を添付することで税額控除が受けられる。

IV | 日印租税条約 二重課税の回避に関する協定

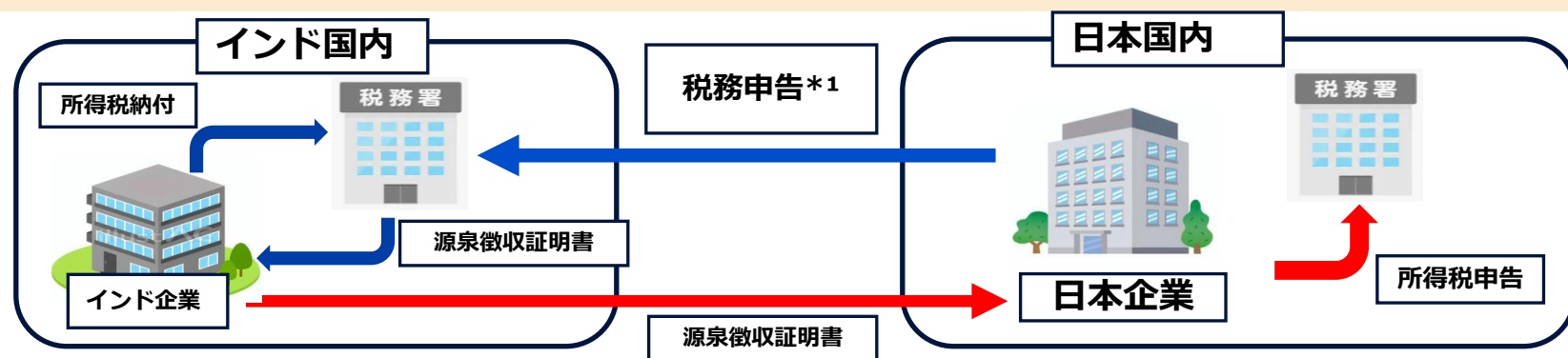
非居住者／外国企業による租税条約（DTAA）の恩典の適用方法

- インドにおいて租税条約（DTAA）の恩典を適用するには、非居住納税者（日本企業等）は所得税法（1962年）第90条(4)項および第90条(5)項の規定、ならびに所得税規則（1962年）「規則」第21AB条の規定を遵守する必要がある。
- 第90条(4)に基づき、非居住納税者（日本企業等）は居住国（日本国）の政府から取得した納税者居住証明書（TRC = Tax residency certificate）を提出しない限り、DTAAに基づきいかなる救済も請求する権利を有しない。さらに、法第90条(5)は、当該者が規則21ABに規定されるFORM10Fによる所定の情報を提出することを義務付けている。この様式には、国籍、納税者番号、居住国における住所、およびインドに恒久的施設を有しない旨の宣言などの詳細が含まれる。

インド政府が発行する源泉徴収証明書（TDS Certificate）

インドでは支払者（インド側）が非居住者へ支払いを行う際、所得税法セクション195に基づき、所定の源泉所得税（TDS）を控除し、インド所得税庁（Income Tax Department）へ納付する。

その後、インド所得税庁は控除の事実を証明するために、支払者（インド側）に源泉徴収証明書（TDS Certificate）を発行する。



*1 非居住者（日本企業）がインド源泉所得について税務申告を行って、インド源泉所得に対する源泉徴収証明書（TDS Certificate）を入手する。

1. Tax residency certificateの提出（支払者＝インド企業に提出）
2. インド国内にPEがないことの誓約書（Declaration of no permanent establishment）の提出（支払者＝インド企業に提出）
3. FORM10F（インドにおける租税条約の届出に相当するフォーム）の提出（税務ポータルで申告。PAN必須。）
4. インド国内での所得税税務申告（PAN必須。）

IV | 日印租税条約 二重課税の回避に関する協定

日印租税条約のメリット

二重課税の回避

日本とインドの両国で同一所得に二重に課税されないように調整できる。

源泉税率の軽減

配当・利子・ロイヤルティなどの支払いに対する源泉徴収税率がインド国内法より低く抑えられる。

PE（恒久的施設）の明確な定義

インドでPEが認定されなければ日本企業はインドで法人税を課されない。

外国税額控除の適用が可能

インドで支払った税金を日本の税金から控除することができる。

情報交換制度による透明性確保

両国税務当局の情報交換により、過剰課税や不正取引を防止できる。

国際事業・投資の促進

税負担が明確になり、日系企業のインド進出/インド企業の日本進出が透明化される。

IV | 日印租税条約 適用される源泉徴収税率

個人または企業が非居住者（租税条約の締結国の居住者）に対して支払いを行う場合、その一部は支払元で源泉徴収される。これが源泉徴収税（TDS）である。条約で定められた税率に基づき、非居住者は源泉徴収の対象となる。

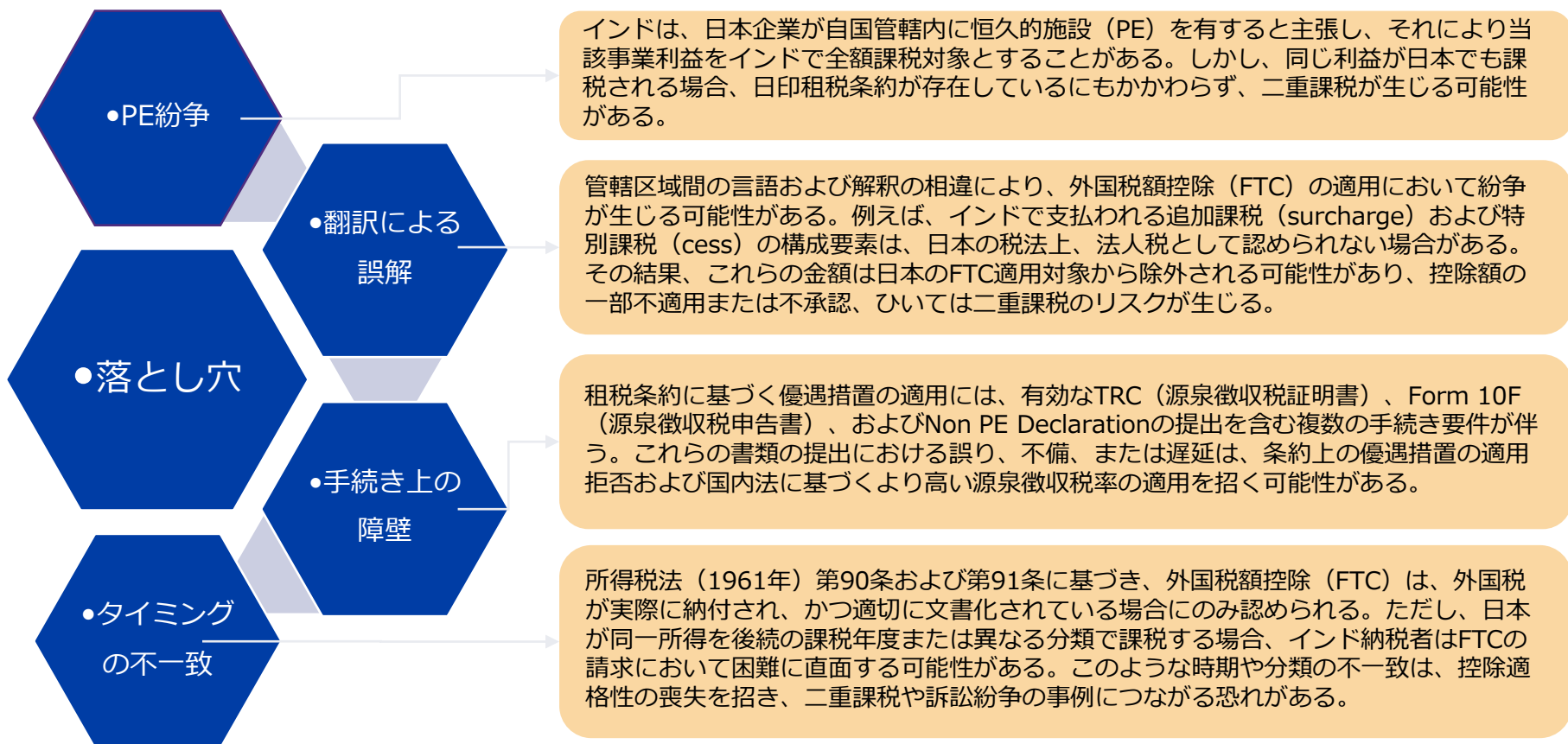
所得種類	租税条約の規定		インド法による税率	方式
	規定	税率		
配当所得	Article 10	10%	20%	支払者による徴収 および納税
利息収入	Article 11	10%	20%	
ロイヤリティ /技術支援料	Article 12	10%	20%	

- インドと日本の租税条約（DTAA）に基づき適用される源泉徴収税（TDS）率は両国の居住者が受領する金額の10%。
- 所得税法第115A条に規定される税率は、非居住法人に適用される基本税率。これに加え、別途課される追加課税（サーチャージ）および保健・教育税（セス）により実効税率は上昇する。これらの規定は、インドから利子、配当、ロイヤリティ、技術サービス料等の所得を得る非居住法人に特に適用される。
- 租税条約（DTAA）に基づく優遇税率を適用するには、非居住納税者は租税居住証明書（TRC）、恒久的施設（PE）非存在宣言書、およびForm 10Fを含む証明書類を提出する必要がある。さらに、租税条約の優遇措置を請求する場合、インドでの所得税申告書（ITR）の提出が義務付けられる。

V.租税条約の落とし穴

v | 租税条約の落とし穴

- インドは、日本企業がインドに恒久的施設（PE）を有していると主張*1し、事業利益に対する完全課税を適用する可能性がある。



*1 一般的に、税務当局が税務調査において恒久的施設（PE）と認定した場合、当該法人の事業利益はインド法に基づき事業所得としてインドで課税される。このような主張は、下位レベル、すなわち管轄査定官自身によって行うことができる。この主張のタイミングは、税務調査で提起される場合もあれば、税務局が後日、再査定や所得控除審査を通じて提起する場合もありさまざまである。税務調査は申告後3カ月以内に開始されるが、再査定は適用法令に基づき、ケースバイケースで査定年度末から3～5年後まで開始される場合がある。

VI. 罰則

VI | 罰則

規定	条文	罰金/手数料	条件/詳細
遅延申告料	234E	1日あたり 200ルピー	TDS/TCS申告書の提出が遅延した日数ごとに課される。罰則はTDS/TCSの金額を上限となる。申告前に納付をする必要がある。
遅延・不正確な申告 に対する罰則	271H	10,000 ~100,000 ルピー	1カ月を超える遅延または不正確な申告に対して、査定官により課される。 (234E手数料とは別に必要となる)
ペナルティの軽減	271H(3)	ペナルティ なし	納税、利息、延滞料が支払われ、かつ申告期限から1カ月以内に申告書が提出された場合。誤った申告には適用されない。
権限による免除	273A(4)	裁量的	主たる委員/委員は、条件が満たされた場合に罰則を免除/軽減することができる。
合理的理由による 免除	273B	罰則なし	271H条に基づく罰金は、不履行の合理的な理由が証明された場合には課される。
納税義務不履行者	201(1)	罰則なし	源泉徴収税（TDS）の控除または納付を怠った者は、納税義務不履行者とみなされ、税金、利息、および罰金の支払義務を負う。第221条に基づく罰則は、税務調査官が税金の控除および納付の怠りが正当かつ十分な理由なく行われたと認定しない限り適用される。

VI | 罰則 不遵守の場合に生じる事象

源泉徴収を差し引かなかった場合の結果

1. **第40条(a)項** – 源泉徴収税（TDS）が控除または納付されていない場合、請求された経費の30%を否認する。非居住者への支払いの場合は経費の100%を否認します。
2. **第201条(1)** – 源泉徴収義務者に対する未徴収・未納税金の納付請求
3. **第201条(1A)** – 源泉徴収税の控除または支払いの遅延に対する利息
4. **第271C条** – 源泉徴収税の未徴収に対する罰則（源泉徴収税額を上限とする）
5. **第221条** – 第201条に基づく請求の未払いの罰則
6. **第276B条** – 源泉徴収税の納付義務違反に対する訴追（7年以下の懲役および罰金）
7. **第272BB条** – 納税者番号（TAN）の申請を怠った場合、またはTANを正しく記載しなかった場合、1万ルピーの罰金。
8. **第272A条第2項(k)号** – 源泉徴収税（TDS）申告書の遅延または未提出に対する罰則として、1日あたり100ルピーの罰金が科される。
9. **第234E条** – 源泉徴収税（TDS）申告書の提出遅延に対する罰金：1日あたり200ルピー
10. **第271H条** – 源泉徴収税（TDS）申告書の遅延または未提出に対する罰金：1万～10万ルピー

PAN/TANの記載漏れによる結果

納税者がPANまたはTANを提示しない場合、源泉徴収義務者は1961年所得税法第206AA条に基づき、20%または通常の税率のいずれか高い方を適用するとされている。ただし、租税条約（DTAA）に基づきPANが提示されない場合や、非居住者への長期債券利息の支払いにおいては、高い税率は適用されない。